

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

1. 支給対象者

次の①②の両方に当てはまる方

※ただし、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付金を受取った方を除きます。

- ①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する父母等
※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。
- ②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方または、令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給金額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

給付金の支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者の方で住民税非課税の方

※令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格認定を受けた方で、住民税非課税の方も対象です。

▶申請は不要です。

※令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の振込口座に、7月28日以降順次、振込みを行なっています。

ご注意ください

※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

※児童手当または特別児童扶養手当の振込先に指定していた口座を解約している場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記I以外の方（例：高校生のみを養育している方、収入が急変した方）

▶申請が必要

申請期限：令和5年2月28日(火) 17:00 まで ※郵送の場合は2月28日(火) 必着

※申請書に振込先口座などを記入のうえ、必要書類を添えて子ども福祉課の窓口を持参、または郵送で提出してください。申請書の様式は、市ホームページに掲載しています。▶▶▶

申請書類送付先：〒698-8650 常盤町1番1号 益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係

※支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認後、指定口座に振込みます。



※詳しくは、子ども福祉課「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）窓口」まで問い合わせください。



「子育て世帯生活支援特別給付金」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

自宅や職場などに、都道府県・市区町村や厚生労働省の職員などがかたった不審な電話があったり郵便が届いたりした場合は、市の窓口や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

【問い合わせ先】

●厚生労働省コールセンター

☎ 0120-400-903（平日 9:00～18:00）

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金



●市子ども福祉課「子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」窓口

☎ 31-0243（平日 8:30～17:15）